



本法律案は、衆議院災害対策特別委員長提出に係るものでありまして、その内容は、最近における社会的経済的諸事情にかんがみ、災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金の支給限度額について現行三百万円を五百万円に、災害により重度の障害を受けた者に対する災害障害見舞金の支給限度額について現行百五十万円を二百五十万円に、それぞれ増額し本年六月三日以後に生じた災害に関してさかのぼって適用しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院災害対策特別委員長清水勇君から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。